第二十九条第一項中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「標準給与（掛金の標準となる給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる期末手当等をいう。以下同じ。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の」及び「標準給与の」を「標準報酬等合計額の」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同条第二項中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改め、同条第三項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九条の二第一項中「第百十三条第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項各号を次のように改める。

一　組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。）　国民年金法第九十四条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）の厚生年金保険標準報酬等合計額（標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四十五条第一項において同じ。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第四十五条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）の総額に対する次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

イ　当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ロ　当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ハ　当該地方公共団体を公庫等職員（法第百四十条第一項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ニ　当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ホ　当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ヘ　当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二　指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合　国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからヘまでに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

第二十九条の二第二項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九条の三を削る。

第二十九条の二の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「政令で定めるところにより算定した」を「費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる」に、「国の新法第九十九条第四項」を「国家公務員共済組合法第九十九条第五項」に改め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の五を削る。

第三十条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「納付しない」を「払い込まなかつた」に改める。

第三十条の二の二第一項中「第百十六条第四項」を「第百十六条第三項」に改め、「（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「公庫等」を「職員団体、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　法第百十三条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

第三十条の二の二第一項第三号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　法第百十三条第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

第三十条の二の二第三項中「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号の規定及び法第百十三条第三項」に改める。

第七章の章名を削る。

第六章を第七章とする。

第三十条の三の見出しを「（地方の調整対象費用の額）」に改め、同条中「政令で定める費用」を「厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額」に、「組合の長期給付に要する費用から法第百十三条第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同項第一号に掲げる標準報酬按分率を乗じて得た額に相当する費用」に改める。

第三十条の四の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金その他」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改める。

第三十条の五の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「退職共済年金に係る支出その他」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第三十条の六第一項中「各事業年度」を「毎事業年度、当該事業年度」に改め、「規定する財政調整拠出金」の下に「（以下この条において「財政調整拠出金」という。）」を、「第百十六条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「当該事業年度の三月三十一日までに」を「総務省令で定めるところ

法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二　指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合　国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからヘまでに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

第二十九条の二第二項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九条の三を削る。

第二十九条の二の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「政令で定めるところにより算定した」を「費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる」に、「国の新法第九十九条第四項」を「国家公務員共済組合法第九十九条第五項」に改め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の五を削る。

第三十条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「納付しない」を「払い込まなかつた」に改める。

第三十条の二の二第一項中「第百十六条第四項」を「第百十六条第三項」に改め、「（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「公庫等」を「職員団体、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　法第百十三条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

第三十条の二の二第一項第三号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　法第百十三条第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

第三十条の二の二第三項中「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号の規定及び法第百十三条第三項」に改める。

第七章の章名を削る。

第六章を第七章とする。

第三十条の三の見出しを「（地方の調整対象費用の額）」に改め、同条中「政令で定める費用」を「厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額」に、「組合の長期給付に要する費用から法第百十三条第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同項第一号に掲げる標準報酬按分率を乗じて得た額に相当する費用」に改める。

第三十条の四の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金その他」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改める。

第三十条の五の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「退職共済年金に係る支出その他」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第三十条の六第一項中「各事業年度」を「毎事業年度、当該事業年度」に改め、「規定する財政調整拠出金」の下に「（以下この条において「財政調整拠出金」という。）」を、「第百十六条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「当該事業年度の三月三十一日までに」を「総務省令で定めるところ